

特定調停スキームに基づき策定された再建計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて（補足説明）

1 債権放棄をした債権者の税務上の取扱い

（1）債権放棄額の損金算入の重要性

特定調停の成否は、金融機関の協力如何によっても過言ではありません。金融機関は、債権放棄を行った場合の損金処理の可否について大きな関心を有しています。債権放棄の額の損金算入が認められるのであれば、損金算入額だけ課税所得が減少し、法人税の負担を抑えることができますので、金融機関の債権放棄に対するハードルを下げることになります。

（2）国税庁法人税法基本通達9-4-2

債権放棄を行った場合の損金算入に関して、法人税法基本通達9-4-2は、金融機関等の法人が債務者を再建するための債権放棄等を行った場合の当該債権放棄の額が寄附金の額に該当しないための要件を定めています。

法人税法基本通達

（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）

9-4-2 法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等（以下9-4-2において「無利息貸付け等」という。）をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

（注）合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものと取り扱う。

（3）法人税法における寄附金の扱い

法人税法上の寄附金とは、法人が行った金銭その他の財産の贈与または経済的利益の無償の供与のことです。法人税法は、寄附金についての損金算入の限度額を定めています（注）。債権放棄は、経済的利益の無償の供与ですので、寄附金の定義に該当しますが、債権放棄の額が寄附金の額として扱われた場合、損金算入限度額を超える債権放棄の額は、課税対象となり法人税の負担が発生することになります（法人税法第37条第1項）。

（注）寄附金の損金算入限度

法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

(4) 特定調停スキームに基づき策定された再建計画により行われた債権放棄が、法人税基本通達9-4-2が定める要件を満たすこと

今回、日弁連と日税連が共同で国税庁課税部長に対し行った照会と国税庁課税部長からの回答により、特定調停スキームに基づき策定された再建計画により行われた債権放棄が、法人税基本通達9-4-2の要件を満たし、当該債権放棄の額が寄附金の額に該当しないことが明確となりました。このことは、当該債権放棄の額の全額が損金算入できることを意味します。

2 債務免除を受けた債務者の税務上の取扱い

(1) 債務免除益課税回避の重要性

債務者が、金融機関から債権放棄を受けた場合、債務免除益が計上されます。この債務免除益は、法人税法上の益金として、課税所得の計算に組み込まれ、法人税の負担が生じることになります。

債務免除益が生じる場合に、それに見合う損金の計上が可能であれば、課税所得を抑え、法人税の負担を回避することができます。

(2) 青色欠損金の損金算入

欠損金とは、課税所得金額のマイナスのことです。益金の額より損金の額の方が大きい場合に発生します。

法人税法第57条第1項は、青色申告書を提出した法人に、ある事業年度に生じた欠損金について、翌事業年度以降9年間にわたり繰り越して各事業年度の所得金額を限度として損金算入することを認めています（注）。この9年間に限り繰り越される欠損金を「青色欠損金」と呼びます。

（注）平成13年4月1日以後に開始した事業年度から平成20年4月1日前に終了した事業年度において生じた欠損金については、繰越は7年に限られます。

(3) 期限切れ欠損金の活用

青色欠損金の繰越は9年間に限定されますので、それ以前に生じた欠損金（「期限切れ欠損金」と呼びます。）については、原則として、損金算入できないものとされています。

青色欠損金の額が債務免除益の額に不足する場合は、課税所得が生じ、法人税の負担が生じる可能性があります。

そこで、青色欠損金の額の不足額を補うものとしての期限切れ欠損金の損金算入の可否が問題となります。

(4) 期限切れ欠損金の損金算入の要件

法人税法第59条第2項は、会社更生等による債務免除等があった場合（「内国法人について再生手続開始の決定があったことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合」）に、期限切れ欠損金の損金算入を認めています。

法人税法第59条第2項を受けて、法人税法施行令第117条第5号は、再生手続開始の決定に準ずる事実等を規定していますが、法人税法基本通達12-3-1(3)は、法人税法施行令第117条第5号に該当する債務免除を定めています。

したがって、債務免除が、法人税法基本通達12-3-1(3)に該当するのであれば、法人税法第59条第2項に基づき、期限切れ欠損金の損金算入が認められることとなります。

法人税基本通達

(再生手続開始の決定に準ずる事実等)

12-3-1 令第117条第5号《再生手続開始の決定に準ずる事実等》に規定する「前各号に掲げる事実」に準ずる事実」とは、次に掲げる事実をいう。(平17年課法2-14「十三」、平23年課法2-17「二十六」により改正)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (1)及び(2)以外の資産の整理で、例えば、親子会社間において親会社の子会社に対して有する債権を単に免除するというようなものでなく、債務の免除等が多数の債権者によって協議の上決められる等その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理があったこと。

(5) 特定調停スキームに基づき策定された再建計画により行われた債権放棄による債務免除が、法人税基本通達12-3-1(3)に該当すること

今回、日弁連と日税連が共同で国税庁課税部長に対し行った照会と国税庁課税部長からの回答により、特定調停スキームに基づき策定された再建計画により行われた債権放棄による債務免除が、法人税基本通達12-3-1(3)に該当することが明確となりました。このことは、期限切れ欠損金の損金算入ができることを意味します。

債務免除益に対し、青色欠損金の損金算入に加え、期限切れ欠損金の損金算入を行うことで、課税所得を低減(場合によってはゼロに)することが可能となります。ただし、期限切れ欠損金の残額を翌期に繰り越すことはできません。

(6) 期限切れ欠損金の優先的損金算入は認められないこと

今回の照会及び回答により、青色欠損金の損金算入を行い、不足する場合に、さらに期限切れ欠損金を損金算入できることが明確になりました。

しかしながら、期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して損金算入することについては、今回の照会及び回答の対象とするところではなく、期限切れ欠損金の優先的損金算入は認められていません。従って、先に期限切れ欠損金を充当し、その後、青色欠損金を必要な限度で充当することにより、使い切らなかった青色欠損金を翌期以降に繰り越す、という操作はできないこととなります。

<期限切れ欠損金の損金算入イメージ図>

